



愛媛県公害防止条例等の一部改正

愛媛県環境政策課



目次

1 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法関連

- (1) 改正法の概要
- (2) 改正法施行規則の概要

2 愛媛県公害防止条例関連

- (1) 改正条例の概要
- (2) 改正条例施行規則の概要
- (3) 改正に伴う影響
- (4) 改正のスケジュール



大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

改正の背景

- 一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。
- 地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。
- 近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。

改正の概要

1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。

【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】

- ※ 現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。



条例改正事項



条例改正事項

2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進

- 継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。【大気汚染防止法改正】

※ 現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。

3 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類*¹及び事業者の範囲*²）を拡大。【水質汚濁防止法改正】

*1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。

*2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。

4 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

- 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】
 - ・ ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握
 - ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施

【施行期日】 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。平成23年4月1日
ただし、4については、公布の日から3月を経過した日から施行。

条例改正事項ではない

平成22年8月10日



大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正概要

1 自主測定記録の保存義務

- ・罰則の対象とするため、規則から法へ格上げ

<理由>

- ・一部の事業者においてデータ改ざん等の不適正事案が発生
- ・自主測定記録の改ざんによる立入検査等の実効性喪失の懸念

(ばい煙量等の測定)

第16条

ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(排出水の汚染状態の測定等)

第14条

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。



大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正概要

2 罰則の引上げ・対象行為の追加

・30万円以下の罰金 → 20万円

〔追加〕 自主測定記録義務違反・保存義務違反・虚偽記録

〔引上〕 既存施設が規制対象となった場合等の届出義務違反
施設設置・変更の届出後60日間の実施制限違反
虚偽報告・立入検査忌避

大気汚染防止法 第35条

次の各号のいずれかに該当する者は、30(20)万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条第1項、第17条の6第1項、第18条第1項若しくは第3項、第18条の2第1項又は第18条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第10条第1項、第17条の9又は第18条の9の規定に違反した者
- 三 第16条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
- 四 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

水質汚濁防止法も同様の改正



大気汚染防止法の改正概要

3 改善命令の発動要件の緩和

- ・人の健康・生活環境に係る被害要件を削除

<理由>

- ・排出基準の継続的な不適合事案の発覚
- ・一部の地方公共団体から発動要件の緩和に係る要望

(改善命令)

第14条

都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある(場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる)と認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。



大気汚染防止法施行規則の改正概要

1 自主測定の対象を明確化

- ・排出基準又は総量規制基準が定められた項目に限定。

<理由>

- ・自主測定は、排出基準等の遵守状況を確認するためのもの



小型ボイラーの取扱が変更

排出基準の猶予項目 → 測定対象外

S60.9.10前着工のボイラー：硫黄酸化物及びばいじん
ガス又は軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油)を使用
：ばいじん及び有害物質

小型ボイラー：伝熱面積：10 m²未満かつ燃焼能力(重油換算)50L/h以上

(ばい煙量等の測定)

第15条

法第16条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、法第3条第1項若しくは第3項の排出基準又は法第5条の2第1項若しくは第3項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。



大気汚染防止法施行規則の改正概要

2 自主測定記録は、計量証明書の保存で代替可

- ・法定様式に記録し、3年間保存。
- ・ **計量証明書の交付を受けた場合は、法定様式の記録に代えて、当該書を保存。**

(ばい煙量等の測定)

第15条第1項

法第16条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 前項各号の測定(第1号及び第4号の常時の測定を除く。)の結果は、様式第7によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。ただし、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、様式第7によるばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。



2 自主測定記録は、計量証明書の保存で代替可(続き)

様式第7 ばい煙量等測定記録表

ばい煙 [□]		測定単位 [□]	測定年月日 及び時刻 [□] (開始時間～ 終了時間) [□]	測定方法 [□]	平均 [□]	最大 [□]	備考 [□]
硫黄酸化物 [□]	排出ガス量 [□]	(Nm ³ /h) [□]	[□]	[□]	[□]	計量証明書(例)	
	硫黄酸化物の濃度 [□]	(ppm) [□]					
	硫黄酸化物の量 [□]	(Nm ³ /h) [□]					
ばいじん [□]	Cs [□]	(g/Nm ³) [□]	[□]	[□]	[□]		
	C [□]	(g/Nm ³) [□]					
	酸素濃度 [□]	(%) [□]					
カドミウム及びその化合物 [□]		(mg/Nm ³) [□]	[□]	[□]	[□]		
塩素 [□]		(mg/Nm ³) [□]	[□]	[□]	[□]		
塩化水素 [□]	Cs [□]	(mg/Nm ³) [□]	[□]	[□]	[□]		
	C [□]	(mg/Nm ³) [□]					
	酸素濃度 [□]	(%) [□]					
弗素、弗化水素及び弗化珪素 [□]		(mg/Nm ³) [□]	[□]	[□]	[□]		
鉛及びその化合物 [□]		(mg/Nm ³) [□]	[□]	[□]	[□]		
窒素酸化物 [□]	Cs [□]	(容積比 ppm) [□]	[□]	[□]	[□]		
	C [□]	(容積比 ppm) [□]					
	酸素濃度 [□]	(%) [□]					

測定日時	平成23年6月21日 9:40 ~ 11:48
事業所名	■■■■■■■■■■
所在地	■■■■■■■■■■
施設名	1号ボイラー
測定場所	屋外煙道
試料採取	■■■■■■■■■■

計量項目	計量結果	計量方法
平均ダスト濃度	0.01未満 g/m ³	Z 8808 8.3.1
平均硫黄酸化物濃度	74 vol ppm	K 0103 7.2
硫黄酸化物排出量	0.07 m ³ /Hr	
平均窒素酸化物濃度	44 vol ppm	K 0104 5.4
窒素酸化物 基準残存酸素 4 %への換算値	52 vol ppm	



大気汚染防止法施行規則の改正概要

3 燃料中の硫黄含有率を測定義務対象から除外

<理由>

- ・硫黄含有率は、法第16条で規定する「**ばい煙量又はばい煙濃度**」ではない。

<留意点>

- ・規則別表第1の備考二 により硫黄酸化物の量を算出する場合は硫黄含有率の測定が必要。

$$\text{硫黄酸化物の量} = \text{燃料中の硫黄含有率} \times \text{燃料使用量}$$

(ばい煙量等の測定)

第15条第1項

法第16条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

二 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第一の備考の二に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。

削除



水質汚濁防止法施行規則の改正概要

1 自主測定頻度を明示

- ・知事への届出物質(基準適用項目に限る): **年1回以上**
(旅館業に属する特定事業場から排出される一部の物質: 3年に1回以上)
- ・その他の物質: **必要に応じて**

様式第1別紙4 排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

(排出水の汚染状態の測定)

第9条第1号

排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第1別紙4により届け出たもの(中略)については1年に1回以上(旅館業(中略)については、3年に1回以上)、その他のものについては必要に応じて行うこと。



水質汚濁防止法施行規則の改正概要

2 自主測定のための試料採取時期を明示

- ・ 排出水の**汚染状態が最も悪い**と推定される時期及び時刻



事業内容に応じた年間・日間変動を勘案し、**事業者が判断**

(排出水の汚染状態の測定)

第9条第7号

測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

3 自主測定記録は、法定様式に加え計量証明書等を3年保存

事業者自らが測定する場合

- ・ **試料採取記録** (例: 採水日、試料の保存方法等)
- ・ **計算結果記録表** (例: 検量線、試料採取量、濃縮・希釈記録等)
- ・ **測定チャート類** (例: クロマトグラム、測定装置からの打出記録等)

計量法に基づく登録業者へ**委託**する場合

- ・ **計量証明書**



水質汚濁防止法施行規則の改正概要

3 自主測定記録は、法定様式に加え計量証明書等を3年保存(続き)

- 計量証明書の保存により、採水者、分析者及び測定項目は法定様式へ転記不要。

様式8 水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考	
	名 称	排 水 量 (m ³ /日)									
↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺
↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺	↺

記載不要

計量証明書(例)

採取月日	平成 23 年 7 月 29 日					
計 量 項 目	原水	処理水	定量下限値	計 量 方 法 (規格=JIS K 0102)	備考	
水素イオン濃度[pH]	6.8 [14.8]	7.8 [24.9]	*	規格 12.1	*	
浮遊物質濃度[SS]	380	21	1	昭46年環告第59号付表8	*	
生物化学的酸素要求量[BOD]	430	39	1	規格 21及び32.3	*	
[[備考]]	原水 8:30採取	水温29.0℃	天候:曇	外気温25℃		
	放流水 8:50採取	水温29.0℃	天候:曇	外気温25℃		

(排出水の汚染状態の測定)

第9条第8号

測定の結果は、様式第8による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法第107条の登録を受けた者から様式第8の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合(中略)にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

第9条第9号

前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書(中略)とともに3年間保存すること。



愛媛県公害防止条例

< 改正の背景 >

全国的に製紙事業場等による排出基準超過・測定記録改ざん等の不適正事案が発生したことを受け、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法が平成23年4月1日から改正施行された。

本県においても、平成19年度に自主測定結果の記録改ざん等が一部の事業者で見受けられたことから、これらに対し厳正に対応する必要があること

パルプの製造の用に供する漂白施設などの法対象施設以外の施設についても、愛媛県公害防止条例で横出しして規制していること



改正法の趣旨を適用するため、改正法に準じた条例改正



愛媛県公害防止条例の改正概要

1 自主測定結果の保存義務

- ・罰則の対象とするため、**規則から条例へ格上げ**
保存期間は3年間(規則で規定)

<理由>

- ・一部の事業者において**データ改ざん**等の不適正事案が発生
- ・パルプ製造業の用に供する施設等を**横出し規制**

(ばい煙量等の測定)

第27条

ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(排出水の汚染状態の測定等)

第14条

排出水排出者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(ばい煙量の測定等)

第59条

指定工場設置者は、規則で定めるところにより、当該指定工場に係るばい煙の量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。



愛媛県公害防止条例の改正概要

2 罰則の引上げ・対象行為の追加

・20万円以下の罰金 10万円

〔追加〕 自主測定記録義務違反・保存義務違反・虚偽記録

〔引上〕 既存施設が規制対象となった場合等の届出義務違反
施設設置・変更の届出後60日間の実施制限違反
虚偽報告・立入検査忌避

第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、20(10)万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条、第37条又は第49条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第20条第1項又は第40条第1項の規定に違反した者
- (3) 第27条、第44条第1項又は第59条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
- (4) 大気汚染又は水質汚濁に係る第85条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者



愛媛県公害防止条例の改正概要

3 改善命令の発動要件の緩和

- ・人の健康・生活環境に係る被害要件を削除

(改善命令等)

第24条

知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある(場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる)と認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(改善命令等)

第53条

知事は、指定工場設置者が許容基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある(場合において、その継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずる)と認めるとき、又は第48条第2項(第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて、ばい煙を発生する施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙を発生する施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又はばい煙の排出の一時停止を命ずることができる。



愛媛県公害防止条例の改正概要

4 日本工業規格の変更等に伴う改正

項目	測定方法	
	新	旧
塩素	規格K0106 (排ガス中の塩素分析方法)	規格K0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法
塩化水素	規格K0107 (排ガス中の塩化水素分析方法)	規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法
弗素、弗化水素及び弗化珪素	規格K0105 (排ガス中のふっ素化合物分析方法)	規格K0105に定める方法のうち吸光光度法

別表第1 備考1

この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法(のうちオルトトリジン法又は連続分析法)により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法(のうちチオシアン酸第二水銀法)により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法(のうち吸光光度法)により弗(ふっ)素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。

等



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

1 自主測定の対象を明確化

(1) 排出基準又は総量規制基準が定められた項目に限定

<理由>

・自主測定は、排出基準等の遵守状況を確認するためのもの

排出基準の猶予項目 → 測定対象外

〔現状〕 条例ボイラー 基準猶予項目なし → 測定義務

規模 ↑ (法小型ボイラー：測定不要) → 矛盾
 (条例ボイラー：要測定)

法小型ボイラー：伝熱面積10 m²未満かつ燃烧能力(重油換算)50 L/h以上

条例ボイラー：伝熱面積5 m²以上10 m²未満かつ燃烧能力(重油換算)50 L/h未満

矛盾解消のために……



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

1 自主測定の対象を明確化(続き)

(2) 条例ボイラーに係るばい煙を**基準猶予**(法と同等)

〔基準猶予項目〕

S60.9.10前着工のボイラー：硫黄酸化物及びばいじん
ガス又は軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油)を使用：ばいじん

<理由>

小型ボイラーはパッケージ型が多いため、**施設改造が困難**
環境負荷が小さく、良質な燃料への転換を促進

表 法小型ボイラー及び条例ボイラーの排出基準比較

		条例改正前 (法はS60.9.10施行済)						条例改正後 (法はS60.9.10施行済)					
		法	条例	法	条例	法	条例	法	条例	法	条例		
施設の 着工時	燃料種 等	硫黄酸化物		ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		ばいじん		窒素酸化物	
		S60.9.9 ~	全て	当分の 間、猶 予	適用	当分の 間、猶 予	適用	当分の 間、猶 予	なし	当分の 間、猶 予	適用	当分の 間、猶 予	適用
S60.9.10 ~	ガス又 は軽質 液体燃 料 上記以 外の燃 料	適用	適用	適用	適用	適用	なし	適用	適用	適用	適用	適用	なし

注) 網掛けは改正前後で変更された(又はしようとしている)箇所



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

1 自主測定の対象を明確化(続き)

(1)(2)の組み合わせ改正により**矛盾解消**

表 法小型ボイラー及び条例ボイラーのばい煙測定義務比較

		条例改正前 (法は23.4.1施行済)						条例改正後 (法は23.4.1施行済)						
		法	条例	法	条例	法	条例	法	条例	法	条例			
施設の 着工時	燃料種 等	硫黄酸化物		ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		ばいじん		窒素酸化物		
		S60.9.9 ~	全て			なし	あり (年2回)	なし	なし	なし	なし	なし	あり (年2回)	あり (年2回)
S60.9.10 ~	ガス又は 軽質液体燃料 上記以外 の燃料	なし	なし	なし	あり (年2回)	なし	なし	なし	なし	なし	あり (年2回)	あり (年2回)	あり (年2回)	なし

注) 網掛けは改正前後で変更された(又はしようとしている)箇所

(ばい煙量等の測定等)

第19条 条例第27条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、条例第14条第1項の排出基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところによりしなければならない。

(経過措置)

- 別表第1の1の項に掲げる施設のうち、昭和60年9月10日前に設置の工事が着手されたものについては、第10条から第12条までの規定は、当分の間、適用しない。
- 別表第1の1の項に掲げる施設のうち、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、第11条及び第12条の規定は、当分の間、適用しない。



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

2 一部施設について測定頻度の緩和

- ・排ガス量4万・未満/hの施設(有害) 年6回 年2回
- ・暖房ボイラー等季節稼働施設 年2回 年1回
季節稼働:年間6ヶ月以上休止する施設

<理由>

- ・排ガス量に応じた測定頻度とすることが妥当
- ・季節稼働施設はフル稼働施設より少ない測定頻度が合理的
- ・法対象施設の測定頻度へ統一

表 法施設及び条例施設のばい煙測定頻度

排ガス量	季節稼働	条例改正前 (法はH9.4.1施行済)						条例改正後 (法はH9.4.1施行済)					
		法		条例		法		条例		法		条例	
		ばいじん		窒素酸化物		有害物質		ばいじん		窒素酸化物		有害物質	
4万・/h以上	季節稼働及び非季節稼働	年6回	年6回	年6回		年6回		年6回	年6回	年6回		年6回	年6回
4万・/h未満	非季節稼働	年2回		年2回	なし	年2回	年6回	年2回	年2回	年2回	なし	年2回	年2回
	季節稼働	年1回		年1回		年1回		年1回	年1回	年1回		年1回	年1回

注) 網掛けは改正前後で変更された(又はしようとしている)箇所



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

2 一部施設について測定頻度の緩和(続き)

(ばい煙量等の測定等)

第19条

- (2) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第7の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上(1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上))行うこと。
- (3) 有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第8の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上(1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上))行うこと。



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

< 大気関連 >

3 自主測定記録は、計量証明書の保存で代替可

- ・様式に記録し、3年間保存。
- ・計量証明書の交付を受けた場合は、様式に代えて、当該書を保存。

(ばい煙量等の測定等)

第19条 第2項

条例第27条の規定による記録は、ばい煙量等測定記録表(様式第5号)により行ない、3年間保存しなければならない。ただし、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者から前項各号の測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書をもつて、ばい煙量等測定記録表に代えることができる。



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

< 大気関連 >

4 燃料中の硫黄含有率を測定義務対象から除外

< 理由 >

- ・ 硫黄含有率は、条例第27条で規定する「**ばい煙量又はばい煙濃度**」ではない。

< 留意点 >

- ・ 規則別表第6の備考(2) により硫黄酸化物の量を算出する場合は硫黄含有率の測定が必要。

硫黄酸化物の量 = 燃料中の硫黄含有率 × 燃料使用量

(ばい煙量等の測定等)

第19条第1項

二 二氧化硫酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の二氧化硫含有率の測定は、別表第6の備考に掲げる二氧化硫含有率の測定法により行なうこと。ただし、当該使用する燃料の二氧化硫含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。

削除



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

< 水質関連 >

4 自主測定頻度を明示

- ・知事への届出物質(基準適用項目に限る): **年1回以上**
- ・その他の物質: **必要に応じて**

(排出水の汚染状態の測定等)

第27条第1項

条例第44条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、排水施設設置・使用・変更届出書の別紙4により届け出たものにあつては1年に1回以上、その他のものにあつては必要に応じて、当該排水基準の検定方法により行わなければならない。

5 自主測定のための試料採取時期を明示

- ・排出水の**汚染状態が最も悪い**と推定される時期及び時刻
事業内容に応じた年間・日間変動を勘案し、**事業者が判断**

(排出水の汚染状態の測定等)

第27条第2項 測定のための試料は、測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取しなければならない。



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

< 水質関連 >

6 自主測定記録は、様式に加え計量証明書等を3年保存

事業者自らが測定する場合

- ・ 試料採取記録 (例: 採水日、試料の保存方法等)
- ・ 計算結果記録表 (例: 検量線、試料採取量、濃縮・希釈記録等)
- ・ 測定チャート類 (例: クロマトグラム、測定装置からの打出記録等)

計量法に基づく登録業者へ委託する場合

- ・ 計量証明書

計量証明書の保存により、採水者、分析者及び測定項目は様式へ転記不要。

(排出水の汚染状態の測定等)

第27条第3項

条例第44条第1項の規定による記録は、水質測定記録表(様式第8号)により行わなければならない。ただし、計量法第107条の登録を受けた者から水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合(同法第107条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。)にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

第27条第4項

前項の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前項ただし書に定める証明書(計量法第107条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。)とともに3年間保存しなければならない。



愛媛県公害防止条例施行規則の改正概要

7 日本工業規格の変更等に伴う改正

項目	測定方法	
	新	旧
いおう含有率	規格K2301、K2541-1 からK2541-7まで又はM8813に定める方法	規格K2541 に定める方法
塩素(再掲)	規格K0106 (排ガス中の塩素分析方法)	規格K0106に定める方法のうちオルトリジン法又は連続分析法
弗素、弗化水素及び弗化珪素(再掲)	規格K0105 (排ガス中のふっ素化合物分析方法)	規格K0105に定める方法のうち吸光光度法
鉛	K0083に定める方法 (排ガス中の金属分析方法)	規格K0097に定める方法
硫化水素	規格K0108に定める方法 (排ガス中の硫化水素分析方法)	規格K0108に定める方法のうちメチレンブルー法

別表第6 備考

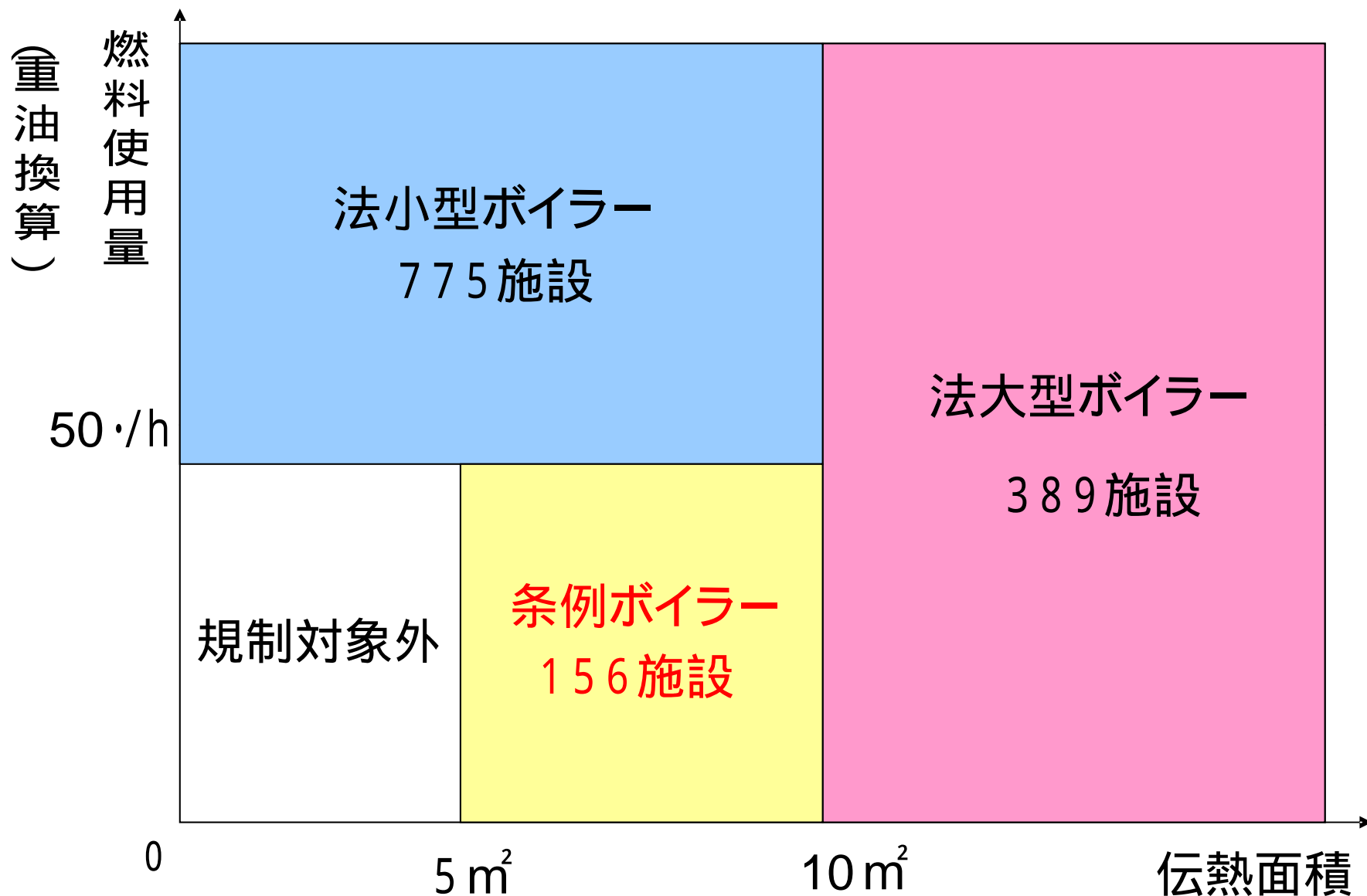
右欄に掲げる数値を適用して算出される第10条第1項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかの方法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

- (1) 規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を測定し、及び規格Z8808に定める方法により排出ガス量を測定する方法
- (2) 規格K2301、K2541-1 からK2541-7まで又はM8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を測定し、及び規格Z8762-1 からZ8762-4までに定める方法その他の適当と認められる方法により燃料の使用量を測定する方法



愛媛県公害防止条例等改正に伴う影響

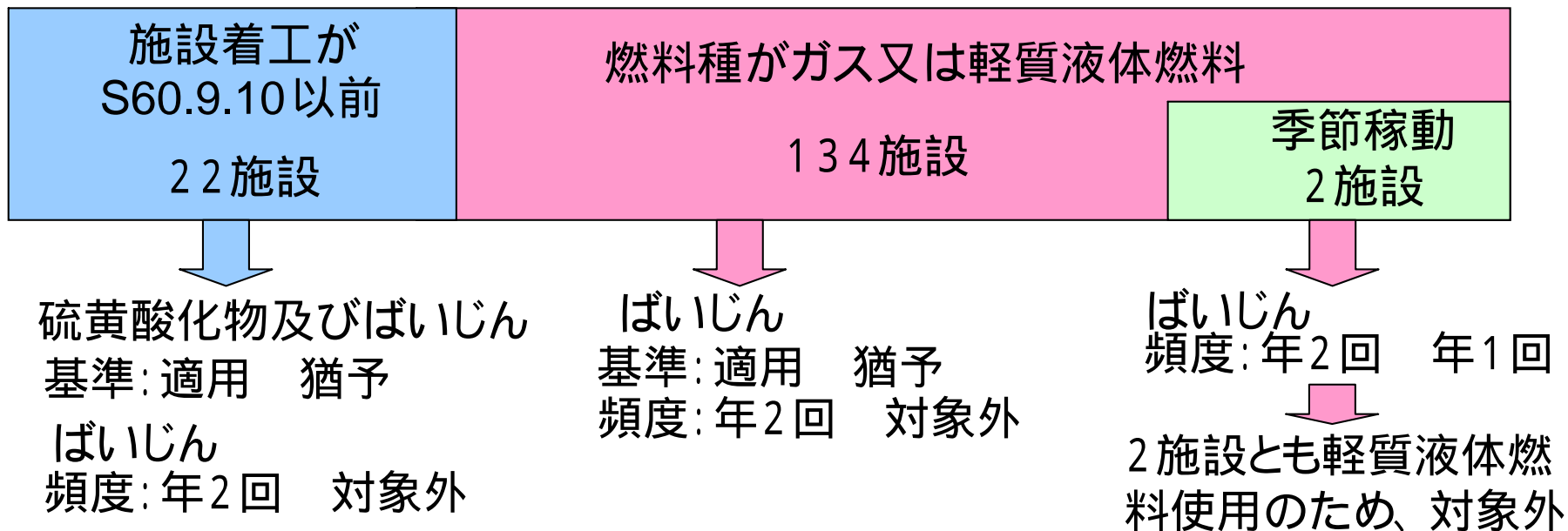
1 ボイラー施設数(H22年度末)



愛媛県公害防止条例等改正に伴う影響

2 条例ボイラーへの影響

[全156施設]



< 硫酸化物 >

22施設: 排出基準の猶予 (従来から測定義務対象外)

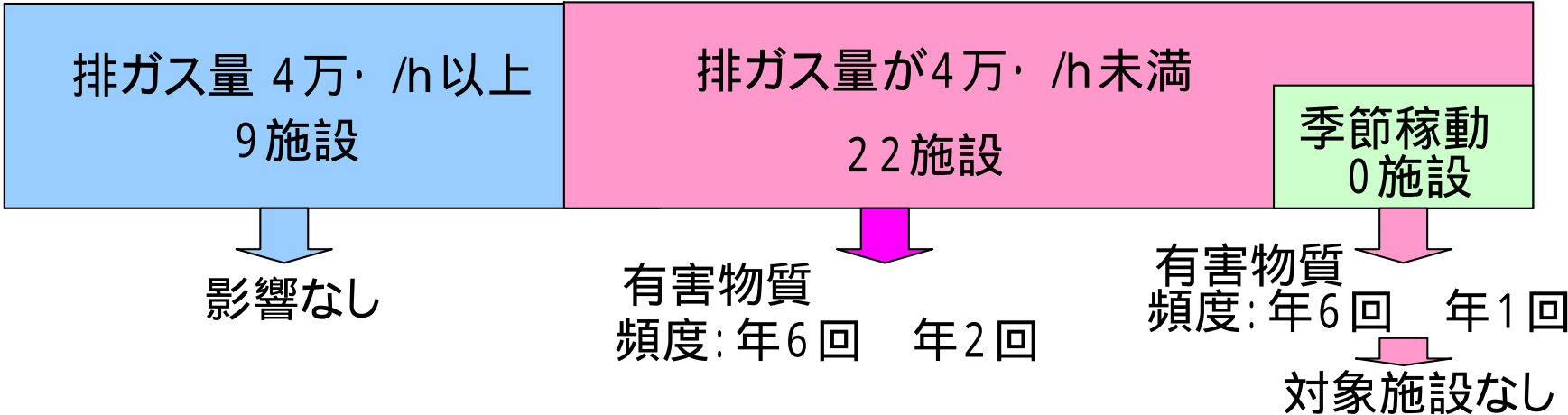
< ばいじん >

全施設(156施設): 排出基準の猶予、測定義務の対象除外



愛媛県公害防止条例等改正に伴う影響

3 有害物質規制施設への影響



〔内訳〕	〔全体〕	〔排ガス量: 4万・/h未満〕
パルプ漂白蒸解施設等……………	25施設	16施設
アルミ溶解炉等……………	2施設	2施設
鉛溶解炉等……………	1施設	1施設
石油精製脱硫施設……………	3施設	3施設
合 計	31施設	22施設

< 有害物質 >
22施設: 測定頻度が年6回 年2回(年1回はなし)



改正スケジュール

愛媛県公害防止条例改正

H24.2 議会提案
H24.3.27 公布

条例施行規則改正

H24.3.27 公布

周知期間

施 行

H24.7.1 施行

(一部 H24.4.1施行)

